様式第２号

令和　年度産山村経営継承・発展等支援事業費補助金交付決定通知書

産経建第　　　号

令和　年　月　日

　様

産山村長

令和　年　月　日付けで申請のあった令和　年度産山村経営継承・発展等支援事業費補助金については、産山村経営継承・発展等支援事業実施要綱第５条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

１　補助金交付額　　　　　金　　　　　　　　　円

２　交付条件等

（１）事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、村長の承認を受けなければならない。

（２）事業を中止、又は廃止する場合には、村長の承認を受けなければならない。

（３）当該補助事業に係る帳簿類を整備し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、完了した日の属する年度の翌年度から起算して、５年間保存しなければならない。

（４）次の場合には、補助金の全部若しくは一部を返還すること。

　　　ア　虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

　　　イ　補助金を他の用途に使用したとき。

　　　ウ　取得した財産を処分したとき。

　　　エ　施設の耐用年数期間中に事業を中止したとき。